

・「資格+実務」により「第一次試験」(学科)から受験する場合

5頁の表の区分	資格	受験資格を証明する書類	
(八)	イ	一級建築士	「免許証」又は「免許証明書」の写し
	ロ	1級電気工事施工管理技士	「技術検定合格証明書」の写し
	ハ	1級管工事施工管理技士	「技術検定合格証明書」の写し
	ニ	空気調和・衛生工学会設備士	「設備士資格検定試験合格証」の写し ※合格部門は、「空調部門」又は「衛生部門」のいずれか一つでよい。
	ホ	第1種、第2種又は第3種電気主任技術者	「免状」の写し

※「資格+実務」により「第一次試験」(学科)から受験する方で、証明書等の写しの提出が、交付手続き中等の理由で受付期間中に間に合わない場合は、建築設備士試験問合せダイヤル(☎050-3033-3824)に連絡して下さい。

②実務経歴の下書き

初めて受験する方(新規申込者)については、顔写真及び受験資格を証明する書類等の電子ファイルを受付システムの所定欄に添付した後、実務経歴の入力画面上で実務経歴を入力していただきます。なお、**入力時間には制限(同一画面を約30分以上表示したままの状態にしますと、タイムアウトとなります。)**がありますので、事前に実務経歴の下書きを用意しておくことをおすすめします。

③実務経歴内容補足説明書(14頁参照)

次のイ又はロに該当する方は、実務経歴内容補足説明書が必要です。記入用紙は15~16頁の用紙に記入したものの又は受付システムにあるワードファイルに入力したものの電子ファイルをJPG、JPEG又はPDF形式(5MB以内)で準備して下さい。

イ. 建築物全般の設計・工事監理、施工管理等の実務に携わっていた方で、その在職期間に対する建築設備の実務の占める割合が50%を超える場合。

ロ. 建築設備に関する業務等を専門的に行っていたことが、実務経歴書のみでは客観的に明らかでない場合。

※建築設備の設計・工事監理、施工管理等の実務のみに携わっていた方については、この実務経歴内容補足説明書を提出する必要はありません。

④外国の学校を卒業した場合

外国の学校を卒業して受験の申込みをする場合は、卒業証明書、成績証明書又は単位取得証明書、課程説明書(シラバス)、学校の説明書(いずれも和訳添付)の電子ファイルが必要となります。

4-4. 受験申込みに関する注意

- 初めて受験する方(新規申込者)のうち、「学歴+実務」により受験する方については、受験資格を証明する書類(卒業(修了)証明書、成績証明書又は単位取得証明書等)は原本の提出が必要です。
該当する方は、必要となる書類を準備し、インターネットでの申込情報入力完了後、令和5年3月24日(金)までに、原本をセンター宛て簡易書留郵便にて必ず提出して下さい。なお、期日までに到着しない場合は、受験資格なしと判定される場合がありますのでご注意下さい。
- 顔写真の不備について
提出された顔写真に不備がみられた場合、センターより顔写真の差し替えを依頼します。対象者には差替依頼のメールを送信しますので、マイページにログインし、速やかに差替手続きを行って下さい。なお、写真に明確な不備がある場合(例えば本人確認が困難等)は、原則として受験できませんのでご注意下さい。
- 婚姻等の理由により、証明書、通知書等の氏名が変更になっている場合は、戸籍抄本(又は謄本)の提出が必要です。
(抄本・謄本に代わる個人事項証明書又は全部事項証明書でも可)
- 必要添付書類のそろっていないものは受付をいたしませんので、準備に時間を要すると思われるものは、早めに準備しておいて下さい。
- 受験申込みにより提出した書類については、受験資格なしと判定された場合を除き、返還しません。